

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法案の概要

人事院勧告に伴い、自衛官の俸給月額及びボーナスを引き上げる等の改正

改定の内容

1. 民間給与との較差を解消するため、自衛官の全号俸の俸給月額の引上げ等

【令和7年4月1日に遡って引上げ】（第1条）

- ・ 2士（高校新卒） 224,600円 → 239,500円 (+14,900円・6.6%)
- ・ 自衛官候補生 179,000円 → 190,500円 (+11,500円・6.4%)
- ・ 防大・防医大の学生 151,300円 → 161,000円 (+9,700円・6.4%)
- ・ 陸自高等工科学校生徒 138,000円 → 147,700円 (+9,700円・7.0%)

(※)事務官等のうち自衛隊教官の俸給表はこの改正法で改定。その他の事務官等の俸給月額は、一般職給与法の改正に連動して改定。

2. 学生・生徒等のボーナスの引上げ【令和7年12月のボーナスから引上げ】

（第1条、第2条）

- ・ 年間3.45月分 → 3.50月分 (+0.05月分)

(※)一般の隊員(自衛官及び事務官等)等のボーナスは、一般職給与法の改正に連動して改定

- ・ 一般の隊員 年間4.60月分 → 4.65月分 (+0.05月分)
- ・ 指定職職員 年間3.45月分 → 3.50月分 (+0.05月分)

3. 一般職給与法の改正に連動して手当を拡充

【(1)は令和7年4月から改定、(2)は令和8年4月から改定】

(1) 本府省業務調整手当：支給対象職員の拡大（第1条）

(2) 第二種初任給調整手当：地域別最低賃金に相当する額を下回らない給与水準を確保するための手当を新設（第2条）
等

施行期日

法律の公布の日（一部の規定は令和8年4月1日）